

## 第44号様式別表1の記載について

- 1 この明細書は、第44号様式の申告書に添付してください。
- 2 ※印の欄は記載する必要はありません。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じです。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載します。  
なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載します。
- 4 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間(以下「算定期間」といいます。)を記載します。
- 5 「明細区分」の欄は、次のように記載します。
  - (1) 1は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものをいい、2は、事業所等が算定期間の中途において新設又は廃止されたものをいいます。また、計は、1又は2のそれぞれの合計をいいます。
  - (2) (1)の区分に従って、該当する項目に○印を付してください。
  - (3) 記載に当たっては、まず明細区分1の事業所等から記載し、次に1の合計、そして明細区分2の事業所等、2の合計の順に記載してください(「専用床面積㊦」及び「共用床面積㊧」の合計は、記載する必要はありません。)
  - (4) 一の用紙に記載される事業所等の全部が1又は2である場合には、上記(2)及び(3)の記載の例によらずに、「明細区分の別」の欄中の該当する数字に○印を付せば足りるものとします。
- 6 「専用床面積㊦」の欄は、期末又は廃止の日現在における専用に係る事業所等の用に供する部分の延べ床面積(1平方メートルの100分の1未満は切り捨てます。以下同様とします。)を記載します。
- 7 「共用床面積㊧」の欄は、専用床面積に対応する第44号様式別表4の㊨の共用床面積を記載します。
- 8 「事業所床面積㊩」の欄は、「専用床面積㊦」と「共用床面積㊧」の合計を記載します。  
なお、事業所用家屋の全部を専用している場合等で共用床面積がない場合は、この欄のみ記載すれば足りるものとします。
- 9 「使用した期間」及び「同上の月数」の欄は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものである場合は、記載する必要はありません。
- 10 「同上の月数」の欄は、次のように記載します。
  - (1) 算定期間の中途において新設された事業所等((3)を除きます。)  
当該新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数
  - (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等((3)を除きます。)  
当該算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数
  - (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等  
当該新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数
- 11 「従業者数㊪」の欄は、期末又は廃止の日現在における従業者数(地方税法第701条の31第1項第5号において従業者から除かれる者を含みます。)を記載します。ただし、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える場合は、当該算定期間の各月の末日現在における従業者数の合計を当該算定期間の月数で除して得た数値を記載します。  
なお、この場合は、各月の末日現在の従業者数の明細を添付してください。
- 12 「従業者給与総額㊫」の欄は、算定期間中に支払われた給与等の総額を記載します。